

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 遺産分割協議書のサイン

Q : 父の遺産をどう分けるのかの話合いができたので、遺産分割協議書を作成し署名押印することになったのですが、相続人のうちの1人が現在けがで利き手が不自由なので代わって署名してほしいと言われました。問題ないでしょうか。

A : どうしても自署ができない場合は、他人が代わって署名することもやむを得ません。

【解説】

遺産分割協議書は、後日の紛争を未然に防止するという目的のほかに、遺産分割協議書の内容に沿って不動産の相続登記をする場合などに、実印の押された遺産分割協議書を登記申請書に添付する必要があるたり、遺産の中に銀行預金があり、遺産分割によってこれを特定の相続人が取得する場合に、銀行から遺産分割協議書の提示を求められることがあったりしますから、各相続人間で遺産分割の話合いがまとまったときは、必ず遺産分割協議書を作成する必要があります。

遺産分割協議書を作成して各人が署名押印する場合、署名は可能な限り自署（サイン）で、また押印は必ず実印（印鑑登録印）を押捺し、それに印鑑証明書を添付します。

ご質問の場合のように、どうしても自署（サイン）ができない相続人がいる場合は、遺産分割内容について本人の意思確認をした後、他人が代わって署名（記名）することもやむを得ませんが、そこに押印するのは必ず実印とし、かつ、印鑑証明書も添付してもらってください。

